

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江東区若洲二丁目8番21号

氏名 東京エコリサイクル株式会社
代表取締役 中水 英男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 3年 4月 2日

許可の有効年月日 令和 8年 4月 1日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破砕 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(以上3種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都江東区若洲二丁目8番21号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	-----	132 (t/日)	平成13年3月6日	産施 第221号	平成12年8月10日
	金属くず	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
破 砕	廃プラスチック類	-----	27.8 (t/日)	平成26年2月17日		
	金属くず	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
破く砕	廃プラスチック類	8.56 (t/日)	-----	平成16年3月18日		

3 許可の条件

- 作業時間は、原則として、8時30分から19時（休憩1時間30分を含む。）の9時間と、20時30分から翌6時（休憩1時間30分を含む。）の8時間の合計の17時間とすること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 13年 4月 2日 新規許可
令和 3年 4月 2日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

